

千代の松根

千世の松根上

松平の郷は御称号の濫觴、源家御再栄根本地なれば、遠く昔をたつね、近く其本末を演暢せるものは、まのあたりとひて、むかしの御事蹟をもきはめつはらにとひしるへきを、官にある人は海道のよそなれハ、別に其所に至る事なりかたく、又好事遊詠の輩にハ尋えたる事も其道にさもとなるへきわさならず、又いやしき身にてハわさにつとむへき事にもあらされはにや、三河記をはしめ御家の事ふるくつたへしるせる書ともにも、たゞしくしるさゝれハ、いつれの書もひとしからざるにより、(やつがれ)僕常に此事を心うく思ひ、いかにもしてまつ根本の御住居たりし松平村は、むかしを今になしてしるへき境なりと年ころ日ころおもひ深めしにそ、ことし伊豆国のゆあみ行日いかにも其地にたつね入、雲をふミ霞をわけ思ひ入路を

尋もせはやと、ひそかに岡崎よりあなひをこひ又境村をもたつね  
(案内) むかし分入給ひし御跡ゆかしくもしるし、つはらにかいつけお  
(書きつけ置) きなは御家の古きふミとも、閲見のたすけともなりなんかし  
と思へるまに、尚大樹寺にもいたりて古文書類をもひらき、且又  
其所にていやしき者ともか、かたりつき、いひつける事もすてずし  
(語り継ぎ) てこゝにかゝつけなはひらき見ん後の人々ハかたはらいた  
(耐へられまじ) くせはことなりと笑ひにたへられましけれと、山をふミ谷に  
下り水を渡り村をよきりて、をちこちに心つくせし事  
など、もらさずして事実の補ひにせはやと、先岡崎瑞  
(隨) 念寺にいたり、次に誓願寺をとひ、其のち松應寺・大樹寺と尋  
ね、尚松平村にわけ入しに、はからすも高月院其外隣松寺にては  
心の外に旧記をもひらかせ、其上荒増(あらまし)するせし由緒書をゆつり

ありしなとおもへハ、一日二日の立よりによその人に八百日あまりに及ふへきわさの□<sup>(か)</sup>なひし心ちし、こはミ<sup>(あをげば)</sup>ななき<sup>(七き御霊)</sup>みたまのたまものになんと、仰けは、いと、高きみ山の松平のミとり榮ふるを、千世万代までもと祝き奉るまでに水くきのあとさきわかぬくさく書つらぬる事にはなりぬ

三月廿八日暁藤川宿を立岡崎宿江入日より、右横町江いり瑞念寺御朱印五拾石、清康君泰栄院御方の御廟地也、大樹寺末寺、本堂・方丈・庫裏向当国第一の聞へ有之、殊ニ山上御廟所の後に新に観音堂を建立、此所之風景勝壮なり、子院楼門・惣門・石垣等、当寺に善徳院清康君御画像有、世にしる所なり、次に門を出西隣誓願寺に至

御朱印拾石

諏訪山泰翁院誓願寺

当寺由緒書其筋より申込一見之處、殊ニ御由緒厚く且又古文書他に類例無之ニ付密に写取、由緒書同断

開山泰翁慶岳上人、出家修学満足の後当所大樹寺寺領百石常紫衣地深草流

住職後洛陽誓願寺に移転、永録年(禄)中本山を隠居し生国岡崎へ(還)帰り、隠居所も定めず法類之方ニ逗留の内

東照宮聞召、此地に諏訪明神社有之、右江御参詣の節時々被召出、洛陽之事共御聞、其後御官位之儀被遊奏聞度、泰翁は久々京ニ住職年々参内禁裏之儀能々相弁へ公家衆檀家も有之、別而勸修寺家ハ懸檀之由ニ付御内談被遊、令上京伝奏衆江も申達之所、松平家御先祖御系凶等之事申上則勅許有之、神君御満悦ニ被思召泰翁の働御称美之上当寺を御城為守護寺且天下泰平御祈願所として山号被下之、其後伝奏勸修寺殿より之書状来

先度如申

勅使之儀

にて抑留候処、切々被仰出候  
可有如何候哉、馳走候様、御  
異見肝要候、次松平家  
之儀、徳川之由慶源申候  
彼家之儀者昔家来候き  
定而其国(分別たる可く)も可為分別候  
如此申通事寄特与存候  
自然与望等之儀者随分  
可令馳走候、猶慶源可  
(せしむべく)

申候也、状如件

十二月三日

御判

誓願寺

勅許之時

神君江被遣候御状

改年之吉兆珍重ニて、更不可有  
休期候、抑徳川之儀令執奏候処  
勅許候、然者(くぜん)口宣并女房奉書  
申調差下之候、尤目出々々(ママ)  
仍太刀一腰遣之候、誠表祝儀  
計候、万々歳可申通候也  
状如件

正月三日

御判

徳川三河守殿

右謹按に勸修寺家租吉田内大臣定房公を始、大納言経頭卿其外南朝の忠良旧功多し新田一族と同しく、忠列ゆへ公武御懇切にて、常に御出会ありしを昔の家来と申成へし、都而堂上にてハ出入の人々を家類抔言ハ今も同し言葉也、此訳合被為在、此後いよく彼家と御入魂深くおはせしにや、初て御上洛の時勸修寺殿を御滞留所となし給へり、其後彼御子孫を別家と被成進事多し、依而勸修寺家と別に一流相立し程也、甘露寺・葉室勸修寺・清閑寺・万里小路・芝山等十余家に新家分流ありしハ全根本の御由緒故昵近衆の中にもわきて御心とけさせられし事にや

誓願寺を立出表町へ出、大林寺裏門より入、表門江出

浄土寺深草流

常紫衣地

拾玉山阜光院大林寺

御朱印百石

岡崎城主西郷弾正左衛門尉頼嗣、当城築時文正年中岩津信光君五男松平紀伊守光重、頼嗣与異論に及ひ、光重終に勝利となり城主と成、西郷者隠居す、後光重長男松平左馬助親貞城主と成、光重薙髪入道し栄金と称し、後大草に移る、親貞其後頼嗣の嫡子信貞江城を譲、仍而頼貞松平と称し更に城を築き改むる時、当城鎮護の為、且ハ頼嗣菩提のため当山を建立し兼而帰依の仰岩津妙心寺二世天盈上人を開祖とす、明応二年也、安祥城主世良田清康君、信貞与權威を争ひ給ひ終に不和に及ひし所、良倪上人中に入、御和平を取結ひ清康君を聳君となし城を譲奉、其大永五酉年七月廿二日信貞卒去、法名泰叟



昌安禪定門、葬当山、清康君天文四年十二月五日不慮卒、尤北方於波留の方御願により御葬送有之由、御導師照翁上人会外略大門前禁札、世良田次郎三郎清康与有之、下馬札塔頭安勝院福生院・正受院・運照院・受福院・本堂十三間四方・鐘堂・庫裏・方丈等実一方の冠刹也、廣忠君逝去の時三月より六月迄当山薬師堂江入奉り置、駿州より鎮兵来り万事首尾調ひし上、御卒去の御披露ありて野見原に於て大樹寺方丈始立合御葬式ありと也、夫迄当山末光善寺安養院御遺骸を衛番出仕ありと云

当山を出西八直に八丁にて矢矧橋なり長二百八間と云、今ハ川上江少し移しけれハ百八十八間と也し今は橋を渡らす、右の方大道を少し東北江立戻り松應寺惣門前に出、是ハ廣忠君御逝去の時野見原なりしか其所に月光

庵とて大樹寺の方丈隠居し此庵室に籠棲ありし所にて、天文十八酉年六月御新葬ありし也、其跡に丘塚を偽り置し計り成しを、御年八の時駿河国江御下向の時御廟江参らせられ、御悲歎のあまり御手(手づから)自小松を引植置せられし、永録三年岡崎江御帰城の後、其所江一字を建させられ松應寺と名け関原御帰陳(陣)の節重而御再建被仰出、慶長十年京都ニ智恩院(ママ)、江戸に増上寺、当国に当寺を御再建被成下し也

大樹寺・大林寺・法蔵寺并当寺旧記共ニ合考するに

一 天文十八年三月六日贈大納言廣忠卿逝去、合戦中ニ付密に当所大林寺江移入し薬師堂江安置し、大林寺中安養院同末光善寺勤番し今川方江為知、彼方より鎮防の手当相濟六月ニ及御披露被成、野見郷の原に於て御葬式有之、右之处江慶長

十年御廟所を御囲辺当寺御建営被成下

一 寛永十一年三月廿七日、七世学誉上人代常紫衣綸旨を賜

一 慶長七年六月十四日、寺領百石御朱印を賜

一 寛政五年三月、御修復以後文化御取繕御取縮(マシ)の所、天保三年被仰出此節御修復、寛政度以前に復す

一 鐘銘者林道春作尾張大納言殿御懇求之由、寛永十二年也

一 本堂。方丈。庫裏。鐘楼。中門。惣門。裏門并山内別院真性院寺中西光院・善入院・浄誓院、白壁塀通迄御修復下略

寺の裏門を出れハ岡崎より信濃江の海道也、左へ行右に源空寺あり、次に愛宕山坂あり、門前に

定

愛宕山木

先規之通不可

伐採者也

本多中務大輔

文政六年五月日 忠祥在判

此次右香蓮寺東。右庚申堂。右昌光律寺。次ニ右の方山に出る新開の道あり、屈曲一丁余此所江天保二年御祓祀降来しとて日の宮安置、料理茶亭其外建社出来、連日遊戯所となれりと云、風景勝望也

左に伊賀八幡宮

神主柴田左京社領五百石

○伊賀

左妙願寺西

○井田村。是より松原

大樹寺領の杭を立 大樹寺惣門 江入三門前より右江廻庫裏門より入、此節御

修復中江戸より掛役の輩御作事御勘定方始棟梁方・大工始漆

方・畳方・屋根方・左官方・瓦方・塗師方・建具方等百三十余人来居、大

樹寺村東八百々村、南ハ伊田村、西へ新屋村、北ハ井之口村、何レも岡崎

領なり、当時本多中務大輔品川より七十八り半岡崎より一り

当山親忠君御建立の後清康君御再建天文四年なり、御入国

以後寛永十五寅年二月廿二日より同十八年十一月十二日

成就、夫より延宝四年・文禄十年・宝永五年等

一 当寺領之分三百拾九石三斗貳升、大樹寺村之内百九拾五石五斗九升、鴨田村百壹石五斗貳升寮舎方之分也

右慶長七年六月二日関原以後此以前御代々被為附候御祠堂田地等御取集、御朱印ニ改被下候計ミな別ニ者後御寄附被下しにハあらされハ、外々よりも少々御六代の間乃御寄附計ゆへ乍恐東照宮様以後一石も御新附不被下、其上宝曆以後水野氏岡崎領棹入お出シの節寺領も引替ニ相成、今ハ古来高程收納無之と云

一 開山直蓮社勢誉上人愚底聖制大和尚、文安元年甲子山城国ニ誕生、永正十三丙子年四月十一日遷化七十三、当山草創ハ文明七年二月廿二日なり、二世暁蓮社昇誉魯鈍上人

右之外略之

一 惣門前に禁札有之

定

一 於寺中并門前不可殺生事

一 為不入之地間縱(たとひ)雖有罪科之輩号奉行人不可纜(検)断若於有重

科族者自寺家可有追罰事

一 於寺内并門前不可致喧嘩事

一 国中之諸士等不論貴賤於惣門前可有下馬事

一 寺中門前諸役一切停止之事

右条々於違犯之輩者可加成敗者也仍如件

永録(録)十二己巳年

家康在御判

六月廿五日

大樹寺登譽上人

- 本堂 桁行京間十五間  
梁間十間
  - 仏殿 桁行京間五百六尺三寸  
梁間四間五尺三寸 (間)
  - 御宮三間一尺二寸四方 △ 御唐門向七尺 △ 控之間三尺
  - 台徳院殿御靈屋右都而同断 御瑞籬之内御同鎮
  - 多宝塔 京間二間一尺四寸四方 天文四乙未卯月廿九日  
清康公御建創
  - 開山堂 勢譽愚庭上人木像桁行八間梁間一間
  - 本堂 江移所 京間二間六尺廊下四方三間半梁間一間
  - 大廊下 十一間梁間三間庫裏より移所
  - 鎮守社 桁行六尺九寸梁間五尺三寸 ○ 拝殿 桁行京間三間半  
梁二間
  - 三門 桁行京間五間二尺五寸梁間三間五寸  
東西兩方三廊桁行一丈三尺梁一丈
- △ 豎額 大樹寺 後奈良院宸筆

○ 千体堂 桁行二間一尺五寸  
梁一丈五寸

○ 鐘楼 桁行五間二尺三寸  
梁一間五尺三寸

○ 衆寮 桁行京間十一間  
梁四間

○ 廊下 桁行九間 本堂より衆寮江移所  
梁間一間

○ 大方丈 桁行十間半  
梁七間

○ 此廊下 桁行京間五間  
梁二間半

○ 小方丈 桁行京間五間半  
梁四間并四間二三間

○ 大庫裏 桁行十一間半梁七間  
此内に食堂を取

○ 小庫裏 桁行十間半梁六間  
此内ニ茶間溜間を取

○ 浴室 桁行七間梁三間

○ 土蔵 六間二三間

○ 中間部屋 四間二三間

○ 木蔵 五間二三間

○ 四足門 参詣入口一丈三尺  
梁九尺八寸

○ 南庫裏門 三間二間二尺五寸

○ 庫裏門 一間半二五尺八寸

○ 東庫裏門 一間三尺五寸  
控之間 六尺

右何れも京間也、寛永十五寅年二月廿五日釘始、同十八年六月十二日

御再建御普請成就、栄誉存栄上人代。延宝四丙辰年迹誉存樹

上人代御修復并御仏具等出来。元録(録)十丁丑年より宝永五年迄



忍誉円碩上人代御修復、夫より度々御修復有。○此節御修復

ニ而江戸より凡百五十人程来、凡九千七百両程之御見積之由ニ云

当山所蔵古文書之内御当家御代々様計之分計荒増

拝見年月日時

一 西忠親忠君 御判長享三年正月廿五日北鴨田内寄進状 一通

一 御同判 延徳二年七月廿二日月忌米御寄進状 同

一 御同判 明応六年七月廿五日林御寄進状 同

一 御同判 同十年五月廿五日御法事御治定附 同

一 道関長親君 御判御寄進文亀元年八月日 同

一 御同判 永正十年卯月廿四日御灯明銭御定番銭田 同

一 御同判 同十一年十二月十三日御施餓鬼田御寄附 同

---

一	御同書	八月廿八日大樹寺 <small>江之</small> 御報書	同
一	御同書	九月十六日御報書	同
一	御同判	大永八年二月三日平藪新田御寄附状	同
一	御同人	祐泉御連判大永八年二月三日御寄附祠堂状	同
一	御同判	大永八年八月廿一日 御寄進状	同
一	御同判	同年十一月十六日泉松庵 <small>江被下</small> 御状	同
一	清康君	御判天文二年十一月日御制札	同
一	長坂・鳥山 <small>(行脱)</small> 奉判	天文三年正月寄進状	同
一	長親君	御判同五年十月日御寄進状	同
一	御同判	同七年十二月五日棹舟軒領御寄附	同
一	御同判	同八年七月廿二日乘海坊 <small>江</small> 御寄附状	同
一	廣忠君	御判同十二年三月七日御寄進状	同

---

---

一	御同判	同十六年十二月五日御寄附状	同
一	東照宮	御判永録 <small>(録)</small> 九年三月宝寿院領御寄附状	同
一	御同判	九月日御一札御添状	同
一	御同判	永録 <small>(録)</small> 九年五月廿一日善陽院領御添書	同
一	御同判	同年八月不可有違乱遺書之御状	同
一	御同判	閏十二月御三箇状之御定 <small>(永禄六年)</small>	同
一	御同判	永録 <small>(録)</small> 十二年六月廿五日御制札	同
一	御同判	天正七年三月廿一日七ヶ状御憲章	同
一	御朱印	同九年四月十六日五ヶ条新御法度書	同
一	御判	卯月十日御内書 此外松平諸家よりの祠堂田地御状類數十通	

右之外御朱印・御判物廿七通 并其以前天文・永正以来松平氏之御一族御一門方より之古文書数通略之

---

口宣口頭で勅命が伝えられること。藏人所が設置されて以後、天皇の意思は内侍から職事（しきじ）蔵人頭）に職事から当日の政務担当の公卿（上卿）に伝達された。この公卿から上卿に伝えるときは口頭で宣するの原則であった。

繪旨「りんし」ともいう。①天子などの命令②古文書の様式の一つ。勅旨を受けて蔵人から出す文書。普通は薄墨色の紙を用いる。

一 道幹様御贈官、口宣一通、宣旨一通

一 勅願所繪旨部類（みやもんせき）并宮門跡方宗門本山且増上寺より之状

一 東照宮様以来、御代々様御朱印并御奉書類其外御制札

一 常紫衣繪旨、其外女房奉書并本寺添状類

右之外諸古文書類数十通有之、略之

一 寺中拾ヶ院并末寺廿余ヶ寺江被下候御朱印、并御文通御法度

其外種々御書類

一 右同断江諸家より文通新古数十通之寄附書状、并文通

筒状書

一 御代々様御法事御年回之節、出府或者当山ニ而相勤候

御法事ニ付、御渡物御書付并御状類

一 三河御一代様御年回之節被下候御法事書類

- 一 御普請御修復被 仰出候每度之御達書類
  - 一 末寺其外御朱印御改之節御達書類
  - 一 將軍 宣下ニ付出府并山内末寺共拝領物御達書之類
  - 一 御他界并御法事之節、方丈并山内惣代其外末寺之内出附之  
分江御達書、且出府前後御渡物之記類御書付
  - 一 領内并末寺及支配之内田地御改御修復箇所、御達物其外入込  
御寄附品之事ニ付御達書
  - 一 岡崎代々領主替之節、城主より之文通参詣備物、其外直書寄  
附物改等之書付類
  - 一 本山知恩院録所、増上寺より直書并役者中より連署類、今古判形  
有無之類数百通
- 右之外新古書類、長持五棹入拝見不得謄写、略之

外ニ御掛物付物之内

(朱書後筆)

飛鳥  
秘鳥

あさ露のこほるゝかけも蓮葉の  
かせにすゝしくなをも見る人 長親

(朱書後筆)

□□  
□□

はちす葉にかせ吹ことの露ちりて  
夏をわするゝけふのもろ人 廣忠

当山寺領高配当共

五百拾五石壺斗八合五勺

大樹寺

外 五石式斗六升四合

安栖院

拾四石五斗壺升八合三勺

花香院

拾八石式斗五升七合

善揚院

拾四石五斗八升式合式勺

宝樹院

拾四石式斗壺升壺合六勺

竹用院

拾石壺合六勺

開花院

拾式石壺斗式升壺合三勺

棹舟院

拾式石三斗六升五合七勺 御齋料

塔頭配分

百壺石三斗式升壺合五勺

御朱印惣高

都合六百拾六石四斗三升

外ニ

酒井氏石塔有之ニ付延亨三寅年より

米三拾俵宛酒井左衛門尉より寄附

回向院

此二ヶ寺無録(禄)

忍阿院ニン

合寮舎十二ヶ寺

信楽院きやう

無疆 Ⅱ 「むきよう」  
無窮、きわまりのな  
いこと。永遠、むぐ  
う。

丹棘 Ⅱ 「たんきよ  
く」  
① かんぞう（菅草の  
異名）② ①が憂い  
を忘れさせるため  
に贈る草であるこ  
とから転じて）憂い  
を忘れること。③  
（棘の心は赤いと  
言われて処から「赤  
心（せきしん）」に  
なむらえていう）ま  
ごころ

勅願所綸旨

参河国大樹寺、為  
勅願所須開真宗  
実祚無疆之丹棘者  
綸命如此、仍執達如件  
慶長十一年九月七日頭左中弁  
知恩院末寺  
大樹寺暹誉上人御房

賜紫綸旨

参河国大樹寺住持代々  
令聴祚長久不可混余寺  
者  
綸命如此、仍執達如状  
慶長十一年九月十日頭左中弁  
知恩院末寺  
大樹寺暹誉上人御坊

右之外都 而略之、当山古文書

并伽監御造営記・過去帳・古法

名類都 而二冊有之、其外雜書

古代の文献の徴となるへき

事とも多し

女房奉書

につた殿御申により、ミかわのくに  
ぬかたのこほりかもたのハラ大しゆ寺の  
ちうししえ（紫衣）の事、ちよきよ（勅許）にてめて  
たく、かきいたしハ（書致しハ）カミ（頭左中弁）のさ中弁にて候  
かしく



廿八日朝晴、寺樹寺裏門より出(大)左に天満宮  
是寺の鎮守 ○廻り地藏堂より左此所岡崎より  
信州海道也

大道を行。百々村どんど。井口村是より田の畔八町程。青木川橋。蔵前村

○磯部村。左ニ牛天神社あり(牛頭天神社)岩津村、村の入口左に筋堀・四足門・下馬札・  
八幡社右荒神社

禁札見ゆる寺あり、是妙心寺也、浄土宗深草流の檀林所にして

常紫衣の官刹御由緒正敷寺也、当国深草流に三檀林引込

紫衣あり、檀ハ当寺江中嶋宗福寺・山中法蔵寺也、紫ハ岡崎大林寺

也、各御由緒有之、当寺に入、本堂十二間御廟所等参拝せんと門に入  
四方

鐘楼堂・中門・方丈・庫重裏(ママ)・雜蔵・子院迄相揃、寺領百石余と云、仍

荒増の由緒尋んと玄関にて案内を乞、尤兼而大樹寺より通達

しありしにや、寺の由緒書荒増を記し差出、尤勅願所其外綸

旨・御朱印文言、其外古文書等写さすとあれと、格別の入用

にもあらされハ出せしはかりをうけ、茶給、出門す

仏殿 十間半 寛正二年信光君御草創天文十六年十月廿七日織田信秀出軍  
九間 兵火炎焼同廿三年空翁再建

大方丈 七間半 小方丈 三間半  
六間半 四方  
大庫裏 九間 小庫裏 四間半  
八間 五間半

勸学堂 三間半 廊下 三間半  
四面 二間  
玄関 四間半

土蔵二ヶ所 鐘楼門 明開 九尺 総門 開二間  
裏門 明開 九尺 中門 明開 九尺

首座寮 三間半 所化寮 三間半 腰掛一ヶ所 鎮守三社 牛頭天王  
四尺半 三十間

弁才天女 秋葉権現

古文書之内

額田郡岩津妙心寺領之事  
右田畠 并 寺中寺外等如前々  
於後々末代寄進申上不可有相違  
也為勅願所之間寺中門前諸役  
等免許之訖仍如件  
松平左近藏人  
永正十六乙卯年九月七日 信忠御判  
妙心寺

(朱書後筆)  
恐忠秋誤乎

三州岩津妙心寺  
常紫衣被仰付候  
勅許候様伝  
奏衆 江可被申入候恐々  
謹言  
土屋相模守 政直  
戸田山城守 忠昌  
阿部豊後守  
元録九年 六月二日  
(録)  
正茂

参河国額田郡岩津村之内  
百壹石五斗任先規所寄附也  
者佛事勤行修造等不可有  
懈怠状如件

慶長八年八月廿日 御朱印

妙心寺

大久保加賀守  
忠朝  
小笠原佐渡守殿

妙心寺表門前東向南側北向ニ相立候御制札之写

禁制 勅願所

妙心寺

一 甲乙人乱妨狼藉之事

一 陣取放火之事

一 伐採竹木并殺生之事

右之条々於違犯輩速

可処嚴科者也仍如件

永正十七庚辰年七月

松平左近藏人  
信忠

同しく北側南向下馬札あり

下馬

同しく表門四脚御門棟札之写

寛文元年辛丑十一月御修理

天下和順日月清明維時慶長十八年癸丑十二月朔日 見位是翁利貞欽誌

奉造建妙心院殿四脚御門大檀那從四位下左近少将兼上総介源朝臣忠輝敬白

聖衆天中天 伽陵頻迦声

三州額田郡岩津法性山鎮護殿無量寿院環翁謹識

哀愍衆生者 我等今敬礼

大工 当国鴨田住  
藤原

善謚

同しく右四脚御門左右灰筋塀之儀者当寺第二世天盈良倪

上人書置左之通りニ候

書置条々

一 野納此間住持之時、大旦那松平和泉守信光殿ヨリ依奏聞、去ル文明十三年四月参 内当麻曼陀羅禁中ニテ説法之御布施トシテ四脚御門灰筋堀 勅許被成下、下馬下乗之石御建有之上ハ永代正月十一日

禁中様御祈祷可相勤事

一 文明十三年四月十六日被下候 勅願之綸旨、末代無紛失後住へ相讓可申事

一 菊金紋之品々禁中様ヨリ御寄進之道具ニ候故後住相渡者也

一 崇岳院殿布施物・開山遺物、帳面之通後住<sup>江</sup>讓置者也

野納事此間西郷殿之請ニ応シ能見郷大林寺開山ニ被成候

依テ校割等什物帳ニ書留候事

妙心寺二代

延徳元卯六月

良倪花押

妙心寺後住

御房末

同じく門内楼門下石壇の上下乗石あり

下乗

同じく鐘楼門三間四面あり、則鐘銘左之通り候

(朱書後筆)

五乎

三州額田郡法性山妙心教寺者昔年徳川信光公之三男  
 当国長澤元祖松平備中守親則公与父親信光公合志  
 而所創建之也、親則公法名者号妙心院殿前右少照朝議  
 大夫考仲禅公居士、自先信光公婦女禅公公袋母桂  
 堂慶樹尼之菩提所也、門茲号妙心教寺開山者次祖

門涓勞切

※門|| 炯ケイの古字。  
国ざかいの地。(朱書後筆)

噓可作噓乎  
(朱書後筆)

山師七代之孫弟教然良頓上人也、賜于二世天盈上人(良倪)  
勅願所 綸旨累世檀林所無斷絶也、以故長澤家從先  
祖親則公至上総介忠輝公諱竹千代丸都合八代為大  
檀越矣、夫巨講堂集衆之規範梵場勤行之法器以洪  
鐘為最晨昏櫓之道俗發道意以念已己称名午時鳴  
之大衆励清心以聞人人講声然從來華鐘且小且破  
噓撞不 清響時衆皆嘆之粵 有長澤之後裏松平(商)  
清左衛門尉親正者其息同市右衛門尉正俊為悲母月  
江妙讚尼二十七回忌鑄靈鐘以轉古換新触之耳根禽  
獸断輪廻業領之心府人天種仏杲因自行化他報豈  
徒然也、奠檀主永保其之家郡常及榮於子孫云尔

銘曰

法性山峙	妙心寺薨	前湛河水	後帶古城
靈鐘高掛	清音四盈	匪雷匪霆	谷應山鳴
地獸已走	天禽乃驚	朝響眼醒	晚声妄晴
擁護神仏	退散魔兵	救幽冥璽	登杲位令
所庶幾者	国豊民貞	四海施化	英檀富榮

時万治四辛丑曆四月二十五日

当寺十一代

愚翁利還謹誌

冷工当国岡崎菅生住人

安藤金右衛門 藤原朝臣 宗次

佛殿右ノ方壇上ニ御座候九枚笹附ノ牌面六本、是ハ當国石呂松平主基助先祖ノ分家ニ御座候而當時大坂大御番被相勤候松平清三郎殿五百五十石頂戴有之、屋敷ハ江戸牛込逢坂上富士見馬場有之



申候御簀本之御先祖ニ而御座候則

天和三癸亥年五月十六日 六十二歳

慈光院殿智空勇誉浄覚居士

武州御代官 松平市右エ門 正義

寛文九己酉年七月十三日 八十五歳

致敬院殿眞岳宗誉浄入居士

俗名松平清(ツヨク)左右衛門尉 親正

延宝三乙卯年十一月廿八日

清岳院殿實誉浄真居士

俗名松平清兵衛 親茂

元録(禄)十五壬午年七月十一日

岳照院殿性空真誉浄天居士

松平清三郎兵衛尉

天和二壬戌年六月廿五日

蓮境院穩譽涼月清安大姉

松平市右衛門 内室

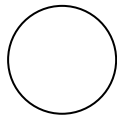
寛永十二乙亥年七月廿五日

照輝院月江貞譽妙讚大姉

松平清左(ハヤ)右衛門 内室

右六本九枚笹附靈牌ニ御座候

右之外三本



ケ様なる紋所ノ靈牌、是ハ当国形原松平莊右衛門

殿先祖御座候、但シ此御家ハ断絶仕候(ハヤ)而、御別家松平松平兵庫殿(ハヤ)与

申候(ハヤ)而、高七百石頂戴有之、屋敷ハ江戸麻布鳥居坂ニ

有之、御領分ハ当国宝飯郡西郡上ノ郷(ハヤ)与申所に

御座候

慶安四卯年六月七日

厚光院殿賀屋淨映大居士

当国形原松平庄右エ門清忠

寛文七丁未六月十六日

覚樹院殿寂英哲誉空心居士

当国形原領主松平作十郎清須

寛文十三癸丑年六月九日

源松院殿觀誉勇山全心居士

当国形原領主松平三十郎信實

右三本形原松平先祖ニ御座候

仏前左右西檀(両カ)上左ノ方ハ神祖ヲ始御代々様御靈牌安置仕候、右ノ

方ハ三河御八代様并長沢松平御先祖十代ノ靈牌安置仕候、則長  
沢家十代ノ靈名左之通り御座候

寛正二年辛巳十一月

長沢松平元祖 妙心院殿前右少丞朝議大夫仲祥公居士

松平備中守親則

寛正六乙酉三月廿日

同二世 靈知院殿巖叟浄久居士

松平上野介益親

明応五丙辰年七月十八日

同三世 含光院殿白椿浄因居士

松平備中守近宗

永正六己巳年三月朔日

同四世 勇進院殿覺叟浄心居士

松平兵庫頭勝宗

---

天文十二卯年十月朔日<sup>癸</sup>  
寒松院殿玉心淨金居士

松平兵庫頭一忠

同六世  
元龜二辛未年二月廿四日  
徳光院殿聖室淨賢居士

松平兵庫頭親廣

同七世  
永録三庚申年五月十九日<sup>(録)</sup>  
靈泉院殿耀峯淨誅居士 尾州於桶狭間山戦死  
松平上野介政忠

元和四戊午年八月十日

同八世  
光珠院殿雲洞元齊居士

松平上野介康忠

同九世  
文録二癸巳年十月廿九日<sup>(録)</sup>  
三高院殿太翁淨安居士

松平康直早世

天和三癸亥年七月三日

同十世

寂珠院殿心譽輝窓月仙大居士

松平竹千代丸從四位下少將上總介忠輝

右之外省略の旨承届出寺、此寺の東向直に信光明寺也、仍て岩津両山とて東の寺西の寺とのミ里俗申也

一 信光明寺下馬札より一丁余奥へ入、此東山に添山ハ高からすのほり一・二丁赤松しけり榮山上に至れハ、吉良矢矧の方川里見渡いと清壯の勝境なりと云

一 当寺御由緒の事、兼而関東にて存知の事ゆへ推而来縁をも尋ねず、只御靈牌御石塔をぬかつきし計なり、書留はもと所持あれと茲に略ス

一 当山開山音蓮社積譽存問上人、明応八年三月四日遷化

一 松平和泉守信光君初(符字)而当所所に城景を築の時、御家運御繁栄、且御先祖方御菩提の為御劍開被成、三十貫寺領を被附願書御納文明六年七月也、同七年別に祈祷堂御造立の上寺境を増被下

一 文明十一年二月十三日 勅願書綸旨賜釈誉上人江

一 寛文三年十二月廿二日常紫衣之 綸旨を賜、住職大誉上人

一 御代々御朱印百廿石八斗余

一 本堂十二間四面向。下馬札。下乗石

一 芳樹院殿・良祥院殿・崇岳院殿御石塔、元録(録)年中御修復

一 御靈屋四方元祖大師堂。惣門前下馬札馬繫所。鐘堂。

鎮守社。方丈庫裏。左坂の上御廟所御石碑。并松平太郎左衛門

廟所等有之、庫裏門通ぬけ芭蕉天神江参詣せんと門を出

定

一 御門内かむり物無用

一 くわへきせる無用

一 高声雑談すへからず

右之条々堅可相慎者也

月日

役者

天満宮ハ駿州より移し勸請の所靈験

いちしるきにより追々神酒備をさへけ毎日

諸方より参詣、別而廿五日ハ群参、本殿二間四方

拜殿三間四方。石鳥居。額堂。此所にも近年

御祓（私）降来ありしとて大神宮九尺四方。

盥。石坂等あり

此山上遠近の群山川原田畑村宗松林迄見渡眺望絶勝の地也

天満宮江神酒德利入門前ニ而調ひ心願あるものハ持参する由にて

社前に小造酒德利数多有之、近年別而靈験ありとて毎日

当国の外尾濃信遠よりも参詣ありと云

此山の裏道より嶮路を下れハおごそ村右に西に林院浄。東の峯を村。住。



(朱書後筆)  
磊落根切

大。明。神。と云三河富名是より大沢道松立赤土山坂上下坂ハさのミ高か  
らされとも磊礫交土左右連峯奇嶂の所ありてほのくらく  
淋敷斜径なり

右に龍溪院へ入坂道あり  
岡崎龍海院の本寺と云、輪番所の由  
門前禁札并金光明経石碑あり

定

此大澤山龍溪院境内に  
おゐて立木枝葉ハ勿論  
下草に至迄一切不可  
伐採若違犯之輩於  
有之者急度過料可申  
付者也  
享保十四年酉極月日

大沢寺山之竹木  
剪取者有之由  
相聞若細川村之内  
御蔵入之者におゐてハ  
急与曲事可申付候  
雖不及制札大沢門中  
任望如件

万治二年亥三月日鈴木八右衛門

大沢寺山之竹木伐採者  
有之由略相聞若縫殿助  
領分之者急度可行  
罪科雖不及制札任  
望如件  
万治二年亥五月七日縫殿

右同文言安永八年亥九月

右制札五枚ハ一團の内に並置

大沢寺山之竹木伐採者  
有之由略相聞若於岡崎  
領之者<sup>者</sup>急度可行罪科  
雖不及制札任望如件  
文政六  
未五月  
中務大輔

石書金光明最勝王經合

石書金光明最勝王經塔銘并序  
竊以一塵含十方而寬廓万徳具片念以円融此固無作之玄  
因玄杲而不染之、妙修妙証也、所以低頭合掌之少敬汲溪水

---

折野花之微供、亦無不悉摧鉄床銅柱劔林刀樹之業以成百  
福莊嚴之報地也、是乃金光明之所照触而其利也、嗚哉大參  
有志乎薩雲者誰不仰信哉、夫金光明最勝王經該通色空  
之奧蹟而鎮護國家之秘典也、其广大甚深之功德則非今所  
論焉余者回輪薰參之、大沢山禪余拾小石於河畔而洗之薰  
之每石書一字待僧、助毫不日畢功乃棟浄地堀而埋之於一尋  
下且建此浮図於其上而表顯焉專欲使遠近緇白往還男女作  
瞻一札之恭敬修灑一滴折一花之供養以現身免災殃当  
來獲福報而終証無上乘之丹臆也、若樹若石之遺勅之  
準的因恭為之銘云

金光明典 諸經之王 非心所測 如来寿量

三身分別 滅業似霜 総持秘密 瑞蓮維香

四天護国 宝珠舒光 福惠何尽 弁才吉祥

地神堅牢 薬人大将 威勢烈々 群魔奔(量カ)□

飼虎忍力 济魚慈良 賢聖付嘱 流通莫疆

維持 元文万年改曆歳舎丙辰六月布灑星日

参州大沢山龍溪禅院(輪カ)□次第二百有一代住持比丘

瑞方面山拝撰

桑原村

右正観音堂あり、此所より右江入道奥殿江八丁也、松平縫殿頭陣屋

つふら川橋十八つふら村。左二薬師堂

中垣内村

中村

九久平村

左高德寺浄。此村は鈴木寛之丞知行所五百石又うかぜ菅沼氏三百石

山中村。林曾根村

是より松平迄松平太郎左衛門知行

是より右江分左本海道松平村には信濃道

かゝれハ左に大給村の農家幽見す、其所奥殿領主松平縫殿頭領分

也、則大給加賀守乗元の裔流なれハ、御先祖の旧地規模と謂へし

松平村入口

左小高き所長福寺門あり  
薬師堂焼失せしと云門前に

条々

一 当寺境内門前におゐて

喧嘩(嘩)口論惣而致す間敷事

一 無用之者并諸勸進・物貰

不可入ル事

一 殺生禁断之事

右之通堅可相守者也

寛政九年十月

松平村ハ四面共山高からされ共

つまさき上りにて、十間とも平

地なし、見上れば二階のことく

農家累々とつらなり、見下せハ

炊烟家々より一条に空にな

ひく様なれとも、二三十間の次に

一軒ツ、ありて斑なり

谷水左右に流れ、羊腸の斜徑に闇たゆる事なし、岡崎を遠く隔ち

嘩||譁の俗字  
嘩||国字

世の中よ

道こそなけれ思ひ入る

山の奥にも鹿ぞ鳴くなよ

俊成

近隣に輻湊の繁地なく、只見る所、山松・連峯・茅屋・流水のミ也

世中よよし(善し悪し)あし(悪し)聞ぬ山奥も耳を洗へとつたふ山水

東に入、北にうつり、右にのほり、左にわかれ、門田をよきり、軒下をめぐりて見上れば、孤峯丹青の土松交りてはてなく、かへり見れば幽地跡を失ひて屋上にひとしと見えし賤か家も低くなりて、臨眺を添るに似たり

山道をめぐりのほれは松平千代に栄ふる家あまたあり

松平村に入、左に太郎左衛門か屋敷あり、前に幅二間、深さ同しかるへき程の堀あり、長屋門に一棟の家土かすめる窓、五ツ程あり  
其に折廻し腰板屏にはさまを付たり

※臨眺 || 眺臨

見おろす。

高い所から眺める。

東海道紀行云、三河の七平の名を里の翁にとひ侍るに  
松平・九久平・篠平・比良平・梯平・塩平・生平是也と云  
大平河、石川にていさきよし、ひち河にかゝり、赤坂を過るに  
暮ぬめり、しらすかの渡尋、御油にとまりぬ

松平氏の屋敷前を三丁許にして高月院門前に出、先案内を乞

御位牌所、御廟所拝礼を申入しかハ、役者へ通し、方丈出、兼て貴名承知致せし処、遠境の芳来先以祝着也、長亭無恙万慶不過之、と書院に同道し、酒飯を出、頻に止宿を言しかと、成道山より案内もあり、明日風雨も難計、尚日限急定の旨申けれハ、さ候ハ、何にても問れん分、申述んとありしゆへ、忝旨申入、方丈ハ剛誉善隆上人とて文政七年十月廿二日深川靈巖寺伴頭より奉 台命住職あられし。今年五十八才法臘四十二。高月院、古ハ皎月院と書しと云、山号本松山とありしかハ

千代八千代とはに榮へん佛を寺にも残す本の松山

つらく當寺にありて、四方のけしきを見るに、親氏公陸奥国塩竈のほとり、イサハ膽沢郡黒石に、しはしましませし旨、かの方より書出もあり、又浪合より根羽根武節より、分来り入せられし



ともつたふ、いつれにも其ころ、乱れし世に大業の基を開き給ひしハ  
(全く)またくかゝる山深き連峯、列々たる幽奥にあらすハ、敵方の尋糺も  
かまひすく、武士の心もまちくにて、民心定まるましきを、昔と今  
に此地こそ御称号最初の霊村、万歳不朽の祥地なりと仰けハ  
いよ／＼高き本松山の(望めば)そめハ、深き四方の谷水なり

乱れたる世を平かに玉垣の枝も根さしも深きまつ山

酒飯はてしかハ、方丈みつから本堂書院にともなひ、是ハ何か  
かれは何とかたらるゝにも、昔ゆかしく恐れミなから、御位牌前  
にてぬかつき、御廟所に参り古書をひらくに、旧記瞭然とし  
て四百年の事蹟をしるす其中に、少しくうつし、又方丈の  
伝語を書とゝむ、しかはあれと大樹寺より旧伝の文書も少  
きハいかにと思ふに、かゝる山林ゆへ中ころ住職の僧とて(もカ)□

法徳年長の者にもあらぬ若輩にて、師匠の跡に住せしも、山雲  
溪月おもしろからず、田畑蔵入も少きゆへ、多年の住務に及はされ  
ハ、盜賊又ハ好古の者共持行、寺に残らぬなるへし、漸く  
御当家御繁栄へさせ給ふに及ひ、寺領を賜らせし所、田中  
氏岡崎入部の後、夫をも割収せしかハ、御入国の後再ひ願ひ  
出、百石を賜りし上、御普請御修復所と成下されしにより  
数百年の伝来も末世に残れるに及ひしかハ、元禄年再ひ  
賜紫の高利と定りしゆへ、今は関東四山、増上、傳通、幡隨、靈巖の伴頭  
より世を夢幻に観想し、妄縁を雲煙にいとへる芳徳台命を奉  
り来住によりて御先祖方御追（遠）□の御供養も御行届、討古（訪）  
求抛の御一証となりし事（全く）またく親氏君の功德末代に残ら  
せらるへき時運成けらし、扱、親氏君、泰親君御卒去の年月

※追遠＝祖先の祭りを  
丁寧にする。

日、諸方と等しからず、然とも古廟の本地、御霊牌所の根元なれハ、うたかふへからすといへ共、前に書すことく中古住職の輩、今のことく巖掟ならされハ、とめ違へる事もあるへく、又外より是は云云、彼ハ云云と申に任せ、無徳の若輩、それをしかりとして改めけるにや此寺の年月日、允正(まこと)にして、外にくさくしるせる書は其もとにたかへるもしるへからず、又そのかミハ時宗なりしに、後改派せしとも云説あれハ、改派の時改めしや、又御廟所ハありしかと、一旦百年程は寺もたえく成しを、後に今のことく御建立なし被下しともいへハ、いつれにも今を以古を定へからず

以下方丈の語をこゝに記す。旧記の抜書なり

- 一 貞治六年七月二日見誉寛立上人当寺を開基し、寂靜寺と名く幾程なく親氏君当所へ被為入寛立御帰依にて寺山号を改可申

御内談に付、本松山高月院と称

- 一 境内本堂の東南へ一切経御奉納、経蔵を御建立被成下
- 一 二王の像を御彫刻、別に当山の末寺を御取立、末代御子孫御祝  
 禱の御為として天下山安全寺仁王院と号
- 一 寺領三貫文又御寄付の処、田中兵部大輔減地ありしを、慶長年  
 中願後れしにより、元和三年八月十六日漸く百石を賜
- 一 大永二年三月十三日、同三年正月十一日長親君御寄附状
- 一 本尊阿弥陀仏三尊は安阿弥陀作
- 一 開山寛立上人、永和三年十一月廿五日遷化
- 一 十八世聖誉天及上人江元禄年中常紫衣 綸旨を賜
- 一 親氏君御父有親君は信州浪合にて御逝去と申、依て御子息  
 并御妹女此松平に御入、妙阿弥陀公は今字比丘尼屋敷と云所に  
 庵室を結ひ給ひ、住せ給ふと云、此御方遊行派ゆへ、上州徳川

万徳寺にて御剃髪あらせしと云

一 御家臣不能不阿弥御隨身申せしなり、夫は当寺に庵を給ひ世をのかれしと云

一 親氏君、泰親君、御兄弟とも御父子とも申、御兩人東境村と松平村と分れ入給ひしとも申、又初ハ八橋近所に御休息と

一 親氏君、泰親君、世良田より出給ひ、遊行上人に隨身し給ひし時徳阿弥、祐阿弥、御姉君妙阿弥とも、又徳阿弥、長阿弥と異説分かたし

一 当村太郎左衛門家に伝ふる所は、兄弟、娘二人あり、水女、海女と云、海女ハ親氏君の内室となり、水女ハ酒井与四郎か嫁に遣せしと云

一 御三世信光君将帥の大器ましくけれハ、此所いかにも山深く軍を他所に出すに便なし、と其比応仁・文明以後、世上戦功次第となりしゆへ、今ハ憚り給はず、岩津に城を築、彼方へ移

らせ給へりと云

古文書の中

高月院

永代売渡田

在所

合老石八斗目者(てへり)

右如件下地は永代うり渡申候処実正也、但彼下地は直錢拾八貫文ニうり渡申候間、彼田地は道闕より免し候て高月院へ御きしん候間、子孫ニおゐて末代(達乱)いらん申間敷候、仍為後日之永代状如件

大永弍年壬午三月十三日 信忠判

在所寺のなわての上、壺反三斗六升、下壺反壺斗六升  
田はた壺反三斗六升、井入弍反六斗八升、かミと壺斗弍升  
合壺石八斗目

かい主道閱

うり主松平隼人佐

高月院寺領之事一石八斗目  
隼人方うり状并つほつけ有之、仍代々不可有違乱  
者仍如件

大永三年正月十一日 道閱御判

高月院

参  
侍者御中

此外旧文書もありしかと、虫損又乱破せしかハ写さす

一 御三阿弥様奥州にて、御心願を籠させ給ひ、此所に御安住あらせ給ひしかハ、御家運御開広の御ため、六所大明神を山にそひ御勸請なし給へり、是 御当家御大切の御神なり

一 寺の前に古城山と称し松林の一山あり、寛延三年より当寺と太郎左衛門と争論に及び、関東へ伺ひ、双方被召出、宝暦四年戊二月御裁許済、当院領に相定、右の節、大永の御判物、証となりし也依て太郎左衛門と不和になり、夫迄ハ檀家なりしか、夫より岩津信光明寺檀家となりし也

以下見聞

一 高月院本堂 十間四面  
箱棟御紋三。阿弥陀仏 觀世音  
大勢至。鎮守社。鐘楼堂。中

門 四 惣門。左右折廻し白壁塀。石坂五間余。庫裏。方丈。玄關廊下。下馬札。御廟石三、親氏君・泰親君外親忠君・



御内室 号 閑 照 院 三基一囲の内。土蔵、雜物置等

一 前の松山の内に字比アザナシ丘尼屋敷と云あり、是ハ妙阿弥君の住れし所とも又廟塚の地とも申伝、然共廟石或ハ駿の木植も夫と申伝の所無之の由

一 当方丈剛誉善隆上人、文政七申年十月廿二日江戸靈巖寺

伴頭より住職被仰付し也

扱今朝大樹寺より此所迄案内人共、四人途中に昼飯の設なく、空腹に及ひしかと、茶亭酒売

の家なき山村なれハ、いかんともすへきなかりしに、幸に御廟所尊牌拝礼の事願申込し時寺主、立出、昔年面敷旨被申述、俄に酒飯の設饗ありしは実に奇遇の幸甚なり、殊に酒は江戸廻しとて美酒なり、佳肴の品あらさる旨にて菜却ママの二種のミ出さる、是を以思ふに、都会に住る僧俗の奢食思ふへし、かゝる所に生涯を送るらるゝ  
心中いとあはれなるへし

是より廿丁丑寅六所大明神の社あり、参詣の道を尋しかハ、方丈云、昔ハ宮口村を社領に御寄附の所、岡崎より遠方にして御参詣難被成とて、今ハ明大寺村へ御勸請御移となりしなり

依て宮口村ハ野火来り度々焼失、今ハ小社あり、幸当山に  
右御建立の節の御奉加帳并御宮の御棟札ありとて出す

六所大明神造営御奉加之事

抑当社大明神者当国之鎮守之靈廟、群村加護之明神也  
就中(なかんずく)松平一党之氏神、先祖崇敬之靈社也、然則捧法  
施仰神徳蒙護持成悉地、依之家門繁昌而開、代々之  
栄子孫無患而保松柏之齡爰、去大永七年十二月中旬  
及深更当社不慮令回祿、自尔(ママ)以降造営未終而經年  
月、神慮難計、冥感有恐、若夫非御一門之御合力、御一族  
之御助成者再興難成、且為先祖謝徳且為子孫後栄  
被寄随分之奉加金遂造営之、終功給者弥福貴安貴安

※回祿（火の神の名）  
火災にあうこと。

全而鎮所求満足給者也

此御奉加、享祿・天文年中の比にや、此御本紙もと宮口村に  
有之処、方今領主松平縫殿頭方江取上預置と成し也  
此序文当山住僧造文之上、書認候と申伝

みちのくの遠き国よりうつしつゝ昔まつりし宮居久しき

法樂の心なから  
此神の守りも見えて山松のみとりの陰の千代に色そふ

六所大明神御宮棟札の写  
但古来の棟札此節書留  
等無之、御当家に至り

聖主天中天伽陵頻伽声 本地造立願人 皎月院覺誉  
哀愍衆生者我等今敬礼 社頭造願主 松平太郎左衛門尉源尚栄

元和三年 大工 石川九左衛門重正

裏 六月十八日 細川惣左衛門某

誉式山寶光寺

松平太郎左衛門尉源重知判

奉造榮三州加茂郡御先祖御氏神六所大明神

同

高月院本譽尊太判

大工天野市郎右衛門重次

寛永十五戌寅歲四月吉日

願人福津傳右衛門

又其後一度但年号無之是は野火にて類焼せしゆへ正保・慶安の  
比と申伝松平高月院共同時代也

高月院本譽判

当国加茂郡外下山之郷六所大明神造宮

松平太郎左衛門尉重知判

深津傳右衛門判

大工 山田三郎九郎忠次判

元禄七年甲戌五月領主御先祖の訳柄を以格別願にも不及  
本社拝殿共再建有之、其以後右の例を以此節に至りても  
大破の節は申出、再建有之、元禄度之棟札写

元禄七甲戌歳五月十八日

奉再興六所大明神拝殿一字

大檀那領主  
松平縫殿頭

従五位下源朝臣乗成謹建立之判

此六所明神の事に付、梁山妙昌寺ニ申伝有之、其伝に云  
住持或時、花を求の為山林に入し時、白髪の異人笈を  
松の樹に掛て休居たり、怪みながら、何国の人に候哉と  
尋しかハ、老翁云、我は奥州塩竈辺に住所の者也、然に  
近年我氏子と成し源家の貴族近隣に來り、住居あるに  
より、守護すへきため、來現す、と告畢而化去す、仍而住僧、是ハ  
近き比、松平郷に來り給へる新田殿の事成へし、と心得、其  
段を申述、蜂峯六所大明神を勸請し奉りしか、その後

今の御山に移さるゝと云、此説信しかたし、恐くハ後人の  
付会成へしと云云

一 六所大明神は右三阿弥君、奥州塩竈の辺に住せ給ひ、三年の後  
当国へ御入、尤遊行上人の廻国に同伴とも云なり、右ニ付当松平江  
御入後、御開運の御為、六所明神を御居所の近き山林へ御勧  
請被成しや、其後岡崎城へ被為棲しかハ、岡崎より<sub>丁</sub>甘南、明大  
寺村へ御引移也、然共、此地ハ最初の御宮立故、今も近隣より  
御祭礼等相勤るなり

一 当所より近村へ道法

三あすけ足助へ 三り 当所 六所社へ 廿丁 まきかた大沼迄 一り半

三鳳来寺へ 山道 十り 尾名護屋へ 衣へ出 十り 衣へ

岡崎へ 五り半 岩津へ 四り

一 高月院高百石の所、水野左近将監棹入廿五石余出ス。知行名主近藤門平弥二郎と云、百姓三十二間(軒)、人別弐百人、此外残らす太郎左衛門知行なり、山林・田畑・松多き山陰故、風水損先ハ少し

毛平(朱書後筆)

一 松平高三百石の村なり

一 高月院開山雄蓮社見誉上人道阿寛立大和尚ハ貞治年中より住職、永和三年丁巳十一月廿五日寂

一 親氏君、応永元年甲戌四月廿四日御逝去、此節二世浄誉閑的上人御導師相勤云云、按元ハ廿ノ字を元と認(誤カ)りしにや、余り年序如何也、併此御逝去異同ある事ハ予、旧考余録に出せしこと

※按||あんずるに。

旧考余録||当館複製本(黒表紙)家康文庫中に有。

数十書の差別あれば、いかゝとも定かたし

一 高月院中絶同様成し、十八世森蓮社聖誉玄阿天笈上人を中興とす

一 先太郎左衛門隠居、文化十四丁丑年三月廿六日死、雲晴院光誉顕赫居士、先代文政十三庚寅年閏三月廿日死、天峯院巍誉卓立居士

一 当太郎左衛門は高月院方丈と至て入魂、昔年の公事等ハ水泡のことしと云

一 高月院末寺に天下山安全寺あり、是御祈願の為御建立なり

一 泰親君松平へ被為入しハ親氏君松平家を御相続相済て程なく御母公安全尼、御姉君と共に当国八橋の辺より御移ありしと云、御尼公御住居跡を今ハ時宗屋敷と字付有之、此安全尼御住居を直に天下山と山号せられしにや



右物語書留相濟□<sup>(暇)</sup>乞し寺を立出、本の道へ立戻り坂を下り村々を過、細川村

迄来り、是より渡し場へ出、細川村も百軒計ありて赤坂御代官是を今川の渡し

と云。是より矢はき橋の渡し三ヶ所あり、東ハ岩津より西は川端村へ渡、堤道数丁

にて。戸刈村へ入。右熊野社又右祐蔵寺ハ浄土。隣松寺末。左に鹿鳴社あり。隣松寺村へ入。此村ハ上野郷三千石の内、壱村にて

当寺領也 隣松寺に宿る惣門前、左に禁札

定

一 殺生禁断之事

一 寺中不可伐採竹木事

右条々如年来不可有相違

寺家門前棟別四分一并

押立人足其外諸役免許

領掌畢仍後日之状如件

天正八曆

五月廿一日 家康御判

隣松寺

一 薩摩中将忠吉卿御墓あり、参拝し、次に松平駕宮内少輔墓、親光・親康親頼の墓に詣雲林淨的居士共辰年十二月三百五十回忌。見樹院義誉淨源道誓居士子孫姫路藩松平氏より墓参有之

右之通り御由緒格別に付、寺に入、寺記一見の事、并古文書御位牌等の事申入し所、住持罷出、兼て承居候御方ゆへ、今晚一宿可被成下旨申ニ付、未日高成しかハ池鯉鮒迄と心掛しかと御廟所其外一見に心留りしゆへ、当寺に一宿す、住持やかて寺録一冊并拝領の品々、古文書を持出、写を一通進呈すとありしかハ、其まゝ陳謝、受納す

御由緒略記

一 御先祖様三州御三代松平和泉守信光様御組下之印形

仕差上申候、其節当寺役人、戸（マ）輕主税方江御直書被下置候御文言如左

昨日御状趣致承知候、弥々組下印形差越候段、帳面印置候、弥々儀ニ候間、為念又々一通遣し、弥当十八日彼地江罷向候間、貴殿ニも其支度可被致候、酒井道圓方江者差扣可被有候、右日限出会可申候、恐々

松平和泉守

応仁元亥五月十五日

信光 御花押

戸輕主税殿

右御直書今以伝持仕候

一 応仁二年子二月鴛鴨之領主酒井入道道圓を為可責亡  
信光様御出馬之節、当寺を被遊御本陣候、其頃当寺住僧方鑑

戸軽主税倅・兄弟并士卒等召連御加勢申上候

一 桜井城主松平内膳正信定依奉属

廣忠様候被預上村城桜井と両城兼持仕被在候処、後信定  
依有逆心

廣忠様当山を被遊御本陣、信定を責給ふ、信定防兼、敗北  
及桜井之城落申候、此節も如前御加勢申上候

一 松平次郎三郎廣忠様江当寺御忠節申上候ニ付、堂坊をも御再  
建被成下候、或時当国挙母江御出勢被為在候節、御加勢申上候  
ニ付、御直書并御脇指被下置候、御文言如左

以一筆致啓上候、当十二日挙母江越候節、加藤九郎左衛門  
為用心御召連御出之処、御心入之段承知仕、未御旗下之印  
形難知候間、又々明後差越候、此備前助定、壹尺五寸三分

委細候間、貴寺ニ□置候、先々御受取可被成候、何様其内(授カ)  
御出会可仕候、以上

天文十一寅九月十一日

廣忠 御花押

隣松様 江

右御直書并拝領之御脇差什宝ニ相成、今以所持仕候、尚又  
其節、隣松寺并召連候人数共格別之依戦功 御感  
悦不浅、当座之為御褒美御紋付之御長刀、御手自  
被下置候、此御長刀に葵御紋と銀杏御紋三ツ附有之候  
一 信光様より

神君様迄 御代々様御戰場 江当寺住持其外戸輕等  
御供仕候砌、住持着用仕候甲冑・馬具類今以所持仕候  
一 永祿二年己未五月駿州より大高城 江御兵糧米可被入旨依

被申、御進発之節

神君様先被為入、当寺其後織田方与御戦ニ而内々当寺ニ被成御座候節、三河御家士中内々奉伺御機嫌、酒井雅楽助殿より被差遣候書翰如左

一筆致啓上候、弥御無異御勤被遊候、然者蔵人助殿貴寺御座候処、貴僧段々御働之由、林孫八物語ニ而承知仕候、礼筆ため鈴木小八郎を遣し候、何様諸事平之節、委細御出合仕可申述候、恐惶

酒井雅楽

当廿二日

正親書判

隣松寺様

右之書翰今以所持仕候

一 永禄五戌年

神君様今川刑部大輔氏実与被為絶交、彼大軍を被退候  
上者猶茂守を堅するにハ如（ママママ）しと砦を数箇所ニ余多  
構兵糧を為可入置

同六亥年九十月に及ひ菅沼藤十郎定顕ニ下知被仰付  
国中を馳廻しめ、被致取集処、近年打続兵乱故民疲兵糧  
一粒も無之、然ル処佐々木一向宗上宮寺ニ夥敷干置有を  
見附し故、急キ輕卒人夫数十人致召具、使を立軍用ニ付  
兵糧雖求、寺中江返納当与申不聞入、依之軍卒困窮候  
間、暫借米致度と申遣共不承知也、其返答通針崎正蔓  
寺・野寺本證寺・上宮寺右三箇寺同様也、其上旦那土民  
田夫共を相催すに三百七拾四人、是を聞付、追々来ル者一千四

※炭<sub>ニ</sub>高いさま。  
盛んなさま。

百余人砦<sub>ニ</sub>籠及乱妨

神君様尊慮に近所一向宗徒党すといへとも僧并土民等也  
雖打集何様之事有之<sub>与</sub>思召被遊御出馬候処、以の外大  
軍<sub>ニ</sub>而矢鉄砲打懸候故、御帰城之節之道之妨にも成し  
かハ、同所金剛寺に有之候雲板を被為成背負凌鉄砲  
当寺迄被遊御入候、其時当山住持炭安奉守護岡崎表<sub>江</sub>  
供奉仕候、右之雲板を直<sub>ニ</sub>被下置候間、末代之証拠之為什  
宝<sub>ニ</sub>相成、今以所持仕候

雲板銘<sub>ニ</sub>

佐々木金剛寺

永正三丙寅三月日

一 上野郷<sub>上野郷と申候者<sub>カミ</sub>上村城主酒井将監家に当寺<sub>江</sub>遁来  
十二ヶ村<sub>口</sub>分り申候<sub>(虫損)</sub>相頼候処</sub>



神君様より可差出旨依 仰差出候、又永禄八年三州寺部城主  
鈴木日向守を被為攻候御合戦之節、鹿沼之渡より御案内奉  
申上候、其節大久保彦左衛門殿より之書翰如左

以一筆申遣候、此度将監依而逆進貴寺ニ忍被有之早速  
被遂本望、其上貴僧しかぬまの渡り案内被致候処、大  
慶被存候、是御働故ニ此地迄差越し、依之参礼筆申  
遣し候様申被付候間、林孫人を以遣し申候、委細之儀者  
此ものニ御申越し可被成候、殊の外取込候間、早々申遣し  
重而面談如斯候、恐惶

十八日

大久保彦左衛門書判

隣松寺様江

右之書翰今以所持仕候

一 神君様鹿沼之渡り御案内仕候節、御所帯之御刀を被下置、今以什宝ニ仕候、御刀之銘

和泉守兼定

一 信光様より

神君様迄 御代々様御附添御味方申上候ニ付、国々所々往来差支為無之、御伝馬証文被下置候如左

三州隣松寺国々上下致節、村里・海川有之所者於其場所人馬入次第可出者也、海賊者ハ伝奏用同前可相渡候、御証文之通、永々可相守候、重而書替断永々不及、証文如件

天正二戊正月日

大野修理大夫書判  
酒井雅楽助書判

光雲院 江

役者  
戸輕勘三郎 江

此節の儀 神君様正月五日、正五位下御位記の御使ニ京都江罷登候ニ付被下候様ニ申伝候、酒井雅楽助殿御同道ニ候哉難計候、御文言全く京都より之様相窺候、此御叙位之儀種々申伝御座候得共、当寺住持御使相勤候様ニ相見候

一 神君様永禄元年午二月駿河国より初而三河国江御帰り直ニ駿府江御還被為在候節、当寺江被為成御立寄、金子御用被 仰付候ニ付、直ニ御跡より鳥目拾貫文相調領分百姓惣左・長右衛門・与八右三人江申付為持差上候処、東海道藤川宿与赤坂宿之間ニ有之候長沢村ニ而奉差上候、其節

神君様早速之忠義与御満悦ニ被 思召右三人之者江被仰付候者為此印此所ニ而寺領可遣旨被 仰付候与申御儀ニ御座候、依之神君様御判物、御文言之内ニ長沢領之内、六段と被成下候与申伝、猶又長沢寺領の儀於当寺候而者追懸御朱印与相称

---

申候、然処右地所之儀、長沢村<sup>者</sup>御領・私領入会之場所<sup>ニ</sup>御座候  
<sup>ニ</sup>付、隣松寺領之分<sup>者</sup>何方<sup>江</sup>紛込候哉唯今一向相分不申候  
一 三州上野城主酒井将監為讒者不奉属

神君様御不和と成、終に永禄四年より四箇年之御合戦也、門  
徒一類荷担成候、尤其頃

神君様御家来<sup>ニ</sup>茂一向之門葉者共<sup>者</sup>悉く叛心を起候故

神君様此御合戦<sup>者</sup>第一之御危難之由<sup>ニ</sup>候、依之先当山を被遊

御本陣<sup>与</sup>鎮守稻荷大明神<sup>江</sup>御立願を被為籠、当寺<sup>ニ</sup>

おきても御祈願奉申上候処、終<sup>ニ</sup>御勝利と成候、同七年将監

終<sup>ニ</sup>落城致駿州<sup>江</sup>落候、右御本陣相勤、御供<sup>并</sup>種々御忠

節御奉公申上候<sup>ニ</sup>付、右上村城之往来を絶シ、並木を崩シ候<sup>而</sup>

田地と成、当山<sup>江</sup>被下置候、依<sup>而</sup>今<sup>茂</sup>字名並木田<sup>与</sup>唱候<sup>而</sup>当山

寺領と相成居候、元來酒井將監<sup>者</sup>氏実を引入（桜井城主）  
松平將監<sup>者</sup>織田を引入候様ニ相見候得共、其本心<sup>者</sup>各々

神君様を奉亡互に一國之主<sup>与</sup>成ン事を謀候程故、國中大小之  
士も味方多く実に不容易戰ニ候処、御運強して將監依  
落城一向門徒之一族迄悉く降参仕候、從夫桜井城を責成ルニ  
門徒一族ハ働を為頭先陣仕、監物を責候故、監物<sup>茂</sup>降参  
致シ奉屬

神君様上村落城より門徒一族桜井監物迄被切随事全く  
御開運之基也とは是迄 御代々様御伝來御大切之御信  
仰仏御兜之内ニ被為召候弥陀八幡觀音之三尊をも当山<sup>江</sup>  
被遊御安置、依之今以毎年正五九月<sup>并</sup>四月御祭礼等之  
節<sup>者</sup>一山之僧集會仕、於 御神前各抽丹誠護念經誦

---

誦天下泰平御武運御長久国家安全之御祈願奉抽丹  
誠候此御兜御三尊者

御先祖様御連枝超誉上人知恩院御住職之節 御当家  
御開運御守護之為にと自分一刀三札に御彫刻被遊

神仏本迹勝軍威徳之本尊と被名

長親様江被為進候 御当家御伝来最尊最上之御本尊と

称来候、且者御祝禱之御為、且者住持御忠節之程を末代江  
しらしめ給はん為に被下置候由申伝候

一 神君様より頂戴仕候 御直書之御判物

参州上野隣松寺領之事

一 田地式段 上野領之内

一 田五段 鴛鴨領之内

一 畠六段 長沢領之内

一 殺生禁断之事

一 寺中不可伐採竹木事

右条々如年来不可有相違寺家門前棟別四分之一并押立  
人足其外諸役免許領掌畢仍而後日状如件

天正八曆

五月廿一日

家康 御花押

隣松寺

右御判物者莫太之御忠節御由緒ニ者御不相当之由、慶長七  
八年頃御内嚙被為在候由、觀音国師大樹寺よりも申候、全く  
天正八年者遠州浜松御在城之砌故、乍恐御領国も御少ニ被  
為在候故与奉存候、然処当寺儀住持も相替関原御凱陣

之節願出茂不仕、田舎住持何事茂不案内故、最初被不置候  
節之俣ニ御座候由申伝候

一 此節惣門前禁札拝領仕候文言、以前ニ有之候

一 大猷院様より以来

御代々様 御朱印頂戴仕候

一 伊奈備前守殿御竿之証文如左

此所合印有之候

三州上野隣松院境内外迄此度改置候間、何之役人  
重而先規之通可被差置候、外ニ西野山林竹木等迄

拾丁四方右同前可被致候者也、書替節此証文可被出候  
如件

此所合印有之候

慶長六丑八月日

伊奈備前守□□印  
高須四郎右衛門印  
(虫損)



竿取

岡田孫右衛門印

隣松院役人

戸軽勘三郎

右御竿之証文今以所持仕候得共、十町四方之地所之儀者当时相分不申、何レ之節失ひ候哉所持不仕候

一 信光様御賢息鴛鴨城主松平宮内少輔殿以当寺被定置御菩提所候故、天文六年七月十五日被成御卒去候節、当寺九代岌海御導師仕、御法号

觀峯道證大禪定門

宮内少輔様御嫡男松平中務少輔殿弘治二年丙辰十月九日被成御卒去、当寺拾代岌光御導師仕、御法号

威峯全勝大禪定門

中務少輔様御長男松平宮内少輔殿永禄八年乙丑三月十日  
被成御卒去、当寺拾代岌光御導師仕、御法号

覚峯通賢大居士

右御三方御廟所御靈牌共ニ当寺ニ被建置候

一 信光様御儀者弁才(財)天を厚く御信仰被成、右之御感応に  
よりて数多之御賢息様方御繁昌ニ相成候旨申伝候、依之  
往古より御崇敬被為在候弘法大師作弁財天之靈像を  
御信敬御願により、松平中務様江御譲り被成候処、中務様依  
御遺命御卒去之後当寺江御奉納ニ相成候、則今ニ現在仕候

一 天文年中

廣忠様当寺本堂諸堂社向等御造営被成下候

一 松平薩摩守忠吉様 同御簾中様 尾陽源敬様

同御簾中様 忠吉様御養母於みつ様

忠吉様御薨去之節殉死四人之位牌茂当寺（虫損）被建置、今

以御供養申上来候

一 寛永年中三州瀧山江御宮御造営有之候ニ付、源敬様御参

詣被成候節、右御順路ニ付当山江御参詣被成候、其節源敬様より

拜領之物余（敷）多有之、且又其節右御方々様より葵御紋附御

寄附之品茂不少候

一 信光様御玄孫鴛鴨御城主松平掃部頭様御娘於みつ様

御儀者慶長十五年二月四日於駿府被遊御逝去候处、依御遺

命御遺骸者当寺江御葬送ニ相成、住持岌敬御導師御焼

香仕、則御法号

喜秀院殿光誉貞祖大姉与奉称候、右御葬地江御墓印

（朱書後筆）  
与

---

として被植置候松之老木今以大木ニ而繁枝御座候、右於ミツ様御儀一旦松平甚太郎殿江御婚姻被成候 忠吉様御事右甚太郎殿家御相続之御姿故於ミツ様者 忠吉様之御養母にて当寺を御菩提所ニ御定被成候ニ付 忠吉様神君様江被為仰上当寺を御再建被成下候、且 忠吉様御薨去之砌從御母公様為御追善花蔓拾二流御寄附被為成候、右花蔓之御銘如左

為 憲 宮 玄 白 御 菩 提 奉 寄 進 三 州 上 野  
林 正 寺 者 也 慶 長 十 二 年 三 月 五 日 施 主 鴛 鴨  
於 ミ ツ 敬 白

右御寄附之花蔓今以当寺什宝ニ御座候

一 神君様 御宮之儀者鎮守稻荷明神御合殿ニ御造立、則

御神体者御陣立之尊形ニ而御安置被為在候、是者  
喜秀院様関原之御勝利を御歎之余り竊（虫損）に□津氏江御  
頼御彫刻、常に御崇敬被申上御逝去之節、御遺願にて当山江  
御納被成候由ニ御座候、右 御宮御場所之儀、古来者本堂西之  
方江東向ニ而御本社三間半ニ四間、御拝殿四間ニ五間、御本社之  
前ニ御唐門其前ニ御拝殿并御門等被為建置候趣ニ御座候、然処  
先年当寺より拾丁程上之方ニ而矢作川（ハキ）通堤一文字ニ切込  
当寺中境内辺川筋同様ニ相成候ニ付、漸其節 御神体者  
奉守護立退候得共、御建具類其外共多分流失ニ相成候、右  
ニ付古来 御宮之高梁裏金箔御紋付之残木者今以  
取納有之候、外ニ御戸張等御紋附之品者其俣今以伝来仕候  
尤矢作川切込候後者御場所尅丈余（茂堀込候ニ付、不得止此

節者中門外左之方江御仮殿を造立仕御鎮座奉成候

一 台徳院様御他界之節、前文通御由緒を以隣松寺并地中

末寺共納経拜礼被 仰付出府増上寺江相勤申候

一 古来下馬下乗石御座候、下乗石者往古中門前ニ有之候所前

書申上候洪水之節、堀埋候趣にて当時者相分り兼候下馬札ハ

惣門外ニ有之候処、洪水之節損候而者如何与取上置候処、大切之

品与相心得今以入庫伝持罷在候、何時にても建可申旨其節之

住持申付置候得共、追々承合候処中絶同様ニ相成候故御届

不申上候而者相建申間敷旨又々其後之住持申付認置候間

此節も護持仕候計ニ御座候

一 当寺書院座敷之儀者往古者 勅使茂御入候趣且

信光様 廣忠様

神君様ニ茂数度 入御之御殿ニ御座候処、寛文元丑年当寺  
焼失之砌、右御殿茂類焼仕候、古キ書院ニ相（用）候御紋附  
之釘隠相残今以所持仕候

右之通御由緒格別之訳御座候得共、遠国之儀故自然与世  
上に存候者も無之候、且又往古者宗門法制拾箇国之学所  
二而藤田一流之本寺能起（化之）職ニ而末寺学徒茂有之西三河ニ而  
之古跡ニ御座候、以上

以下者住持今夕の物語之俣を記す

- 一 鴛鴨村千石高、人家式百計。城跡有之
- 一 上野郷十二ヶ村三千石、人家合千二三百軒土井。粟（虫損）口五百八十計。同新郷。馬  
場。同新郷。下村七十計左。同新郷。上村八十計入口。同新郷国江。  
神明社 川石橋

永覚。隣松寺村也

一 上村城初仁木七郎右衛門築之、夫より榊原氏伊勢より来り住、後酒井将監今茂若宮八幡城跡堀家中町跡字と成所多し

一 阿弥陀堂村に隣松院殿家老戸輕住居跡、今末葉拾余家有之

一 天王社九月十四日祭礼

一 下宮若宮

以下愚案

親氏君酒井村より松平村へ入せられし時之道を思ふに、細川村迄来らすして村次の分、今松平より境村への通行になさハ

一 戸刈より隣松寺村へ入すして堺川へ到るにハ。戸刈。大林。竹村

。境。竹林。東境也、此間三里半程成へし

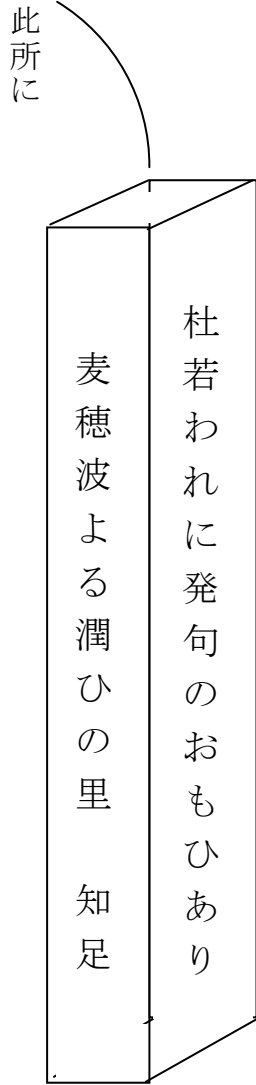
四月朔日曉境村へ案内の者隣松寺村領分の百姓を頼ミ寺を出る時住持門外

迄送り、方角其外物語ながら廿丁余送る、東西に別れ其後案内作兵衛



と共に今古の事を聞まつ隣松寺村より馬場通畑中の道。上村。粟寺カミ  
 新郷是より大濱茶やへ一里。砂糖村の山此辺松林多し此国は林を風呂  
と云なり一むら  
 しけし林を尋れハ□赤土の野道荆棘さへしける事なし、又追分石諸所  
 風呂誰の風呂と云也  
 にあり。右名古屋。左八橋とあり。八橋村へ廻る酒井へ行んにハ  
半道の廻りなり八橋村八橋山  
無量寺  
 八景八橋の図あり

遇妻川五輪 業平池紫燕 落田中一松 在原寺紅楓  
 橋雲寺下馬 華園里春興 村黒山朝霞 折田口華瀑  
 八ッ橋無量寺碑あり



三州碧海郡八橋村世所謂在中郎一遊勝地也田間堰水架

手沢 || 器物に付着した手の触れた跡のつや、しばしば用いるためについた手垢  
 転じて  
 故人が側近く置いて愛用したものの

以橋八故有八橋之名焉洲辺生燕子花故有旅服之嘆焉  
 膾炙人口之嘗芭蕉翁与今高祖知足遊于此俱懷其古  
 能句有焉於之此手澤珍藏余家世無知之者矣恐其事  
 与勿湮滅也於是螺羅欲勒石而立之未臬而没今茲晚夏  
 余与同社謀之爰畢其事

安永六年丁酉夏六月  
 尾張学海平寛識  
 平長糯書

堂前 右 一もとすゝき  
 左 棠 千竹  
 一囲の内にあり  
 按是皆近世植添る竹草  
 にして古物にあらず

本堂額  
 又聯二

通 僊 閣

国風歌詠轟千載

紫燕花開榮四時

又 三河第一百番

無量寺

から衣きつゝなれにしつましあれはる／＼きぬる旅おしそ思ふ

当寺、元真言宗密圓法師開基の処、中絶せしを一岩黙公禪師

万治二年中興し、禪宗とす。客殿八間程觀世音大士。山王社二間四面。拝殿

三間。玄関二間。庫裏九間計。土蔵一ヶ所。門。鳥居。庭池杜若あり、此所

眺望、北に信濃群山猿股山等(段)又左ニ浄久寺、右に花曾根等あり

### 曙記

いまた日高なれば八橋御覽しに及はすへきと仰有けれ共

程隔れ八人馬のつかれ思召てやみぬ

よそなから雲のはてたにかけて思ふ其八橋の春の夕暮

阿仏杯者鎌倉へ下向の時是を通りたるにや

東紀行

八橋へ行て見んやとすゝむる者あり、我風ふと思ひいつるに、深草元政か身延詣の記にも立寄さりしとあり、殊に為相の歌に八橋の跡ハ水行川たにもなしと読れたれば、昔の橋も杜若もなしとミへたり、よしありとても関路こへ都恋しき八橋をいとゝへたつる杜若哉と定家と云名人の歌に読置れし上は都人の為にハ余りとつともせぬ所也、人まねするにはあらねとも、我も元政同意也、加之彼業平は美人と聞ゆ我等如きの芋ほり公家か徘徊して若し杜若の幽異にたらんにもあれも、公家の仲間なんとあなつられんも口惜かるへし、行事ハ無用、爰にて三河八橋と云字を句の下に礎して

信疑見却テ□蜘蛛手懸多河昔杜若流八今ニメ□須レ無レ橋

中略  
業平は自分下りの昼休ミうら山しくも杜若みて

深草元政身延紀行

八橋者ゆかしけれとさたかに教る人なし、このもかのものいつこ  
成んと見渡す、菅原孝標女の記に八橋は名のミして橋の  
方もなく、なにの見所もなしとかける、今ハまいて跡をたにする  
人なかるへし、矢矧の橋を渡るとて心におもひしまゝに  
うき世にハ又ひかれしと梓弓矢矧の橋にかきつけて見ん

八橋

自<sub>三</sub>羽林題ニ杜若情一千年不朽八橋名我来<sub>テ</sub>却誦ス聖門ノ  
訓礼樂為<sub>レ</sub>邦放ニ鄭声一

人々の詠ともあるに今杜若の咲ミちければ

花咲てくもてに匂ふ八橋にかゝるあやめの池ふかき陰  
今もその跡を三河の八橋や沢辺に匂ふはなの俤

当寺を出二丁程にして左に紫燕山在原寺あり、本堂薬師仏弘法大師作  
業平木像都て庵室と成凡八間計。庵庭に碑あり

文化甲戌孟夏尾藩

急きし故不写之

秦鼎撰中西融書

又二丁程行ハ逢妻川猿股山より流出る川也 此傍の松原に五輪石塔あり、此所

往古入海近く鎌倉古海道なりと云、是二条后の塚と云、未審また

二丁にして右八橋右常楽寺。駒場村右徳念寺西派本堂十二間四方 是より松原道四・五丁

過て田の畔三・四丁にして東境村なり、此所にて事しれる者に問

東境村

一 此地産神ハ白山大権現。御茶屋と字の所有之

一 寺ハ来迎寺浄土永源寺禅専称寺東

一 苜谷土井氏領と本多修理神楽坂九千石知行入会也

一 高千石家数百五・六軒

一 庄屋酒井次郎兵衛其子与四郎

西境村

一 西境村四百五十石、人家百軒計

一 此村鎮守北向祖母大明神

一 大くて。よしき。松山の東海前道前

一 長善寺 浄永福寺 禅庚申堂同 尼

一 此村名主酒井定右衛門

一 此村より五・六丁にして三河尾張の堺川あり、此川の砂に琥珀石ありとて水出の後ハ里兎拾ふ也、あめ色の砂多くして

平生水なし都而真砂清鮮なり

別事也

一 此村にて云、池鯉鮒大明神々主永見主膳七百は永見氏下磨御由廿石

緒と申せ共、実にハちりうより一里西へ入小山村教泉寺一向

也此寺に永見氏古碑三基、其外文書もあり永見山と号す

(朱書後筆)  
渠求於切

小山村の鎮守は天子大明神是は天子冠と云

一 池鯉鮒町ハ山町本町坂下町明神前町あり

此所より来迎寺村。牛田村 是より池鯉鮒へ出る  
右慈眼寺禪了運寺 より名護屋江行

村次は永覚村。西田村。竹村。中村。境村。若林村。堤村。明智村。部田村。松原を越名護屋駿河町へ入

右二冊者 御当家御根元の事蹟を乍恐遊見せん為なれ

は松平村・境村其外御旧録の寺院の由緒荒増聞見の儘  
を記せし也



千代乃松根二冊竹尾善筑著述

時天保五甲午年孟春写之

源 義珍 □ 印

乾仲春六日校合

坤同 九日校合